

報道発表資料

相談解決のためのテストからNo. 148

令和3年2月18日
独立行政法人国民生活センター

消費生活センター等の依頼に基づいて実施した商品テスト結果をご紹介します。

爪が削れなかった電動爪削り

1. 依頼内容

「電動爪削りを使用したところ、爪が削れなかった。商品に問題がないか調べてほしい。」という依頼を受けました。

2. 調査

当該品は、片手で持って、押し当て部に内蔵された回転刃に爪の先端を押し当てて削る電動爪削りでした（図）。

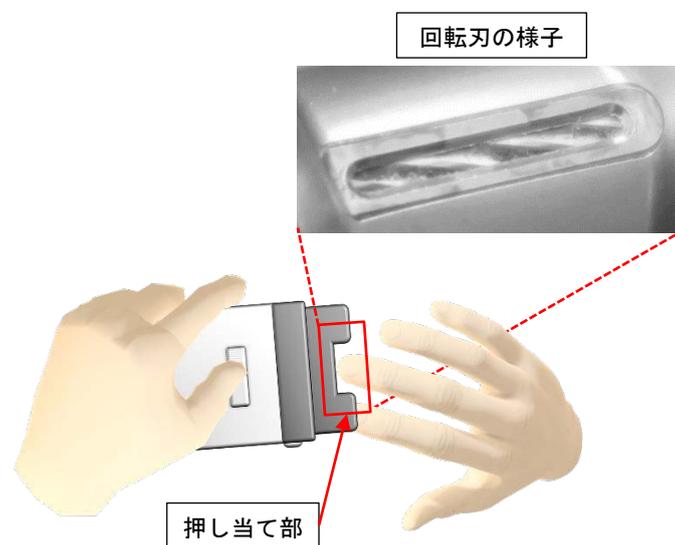


図. 当該品の外観（イメージ）

当該品の外観調査を行った結果、動作に支障が出るような破損や変形はみられませんでした。

次に、手の模型を用いて5本の指毎に幅の異なる樹脂製のつけ爪（ネイルチップ）を付け、つけ爪を削れるかの確認を行いました。その結果、当該品は、指の先端から約1.5mm出ているつけ爪を、指の先端部約0.1mmまで削ることができました。しかし、回転刃は押し当て部の表面から約0.5mm以上奥まった位置にあるため、ある程度伸びていない爪（指腹側から見て爪が指の先端部から見えない程度の長さ）や指の端の爪などは回転刃に届かないため、爪を削ることができないことが分かりました（写真）。

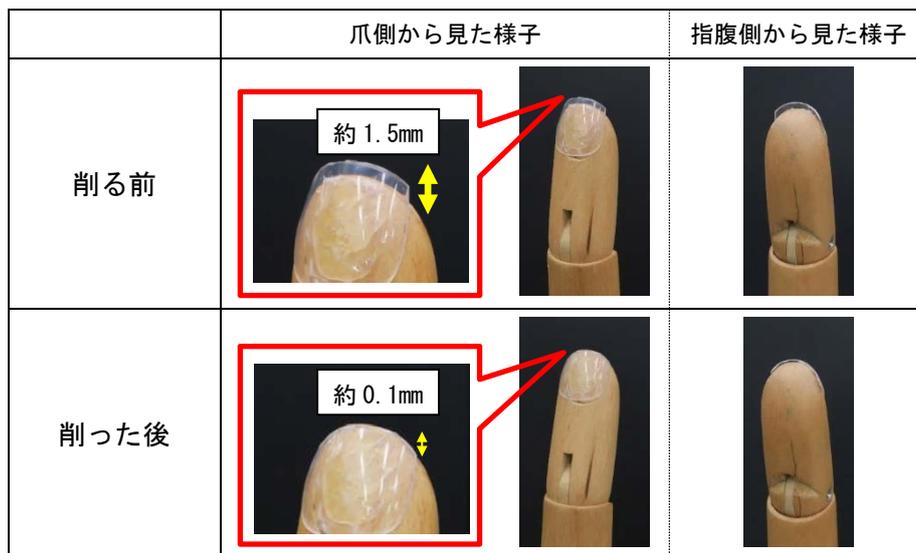


写真. 動作確認結果

次に、当該品の取扱説明書を確認したところ、爪の硬さ・形状には個人差があり、状況により削れない場合があること、短すぎる爪は削れない場合があることが記載されていましたが、事業者ウェブサイト内オンラインショッピングにおける当該品の広告動画や表示には、取扱説明書にあった注意書きや説明等は見られませんでした。

3. 解決内容等

依頼センターがテスト結果を事業者の説明したところ、事業者ウェブサイト内オンラインショッピングに爪の硬さ、形状には個人差があり、状況により削れない場合がある旨の記載が追加されました。なお、相談者には購入金額が返金されました。

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165